

セキヤ ョウジ

本州の岐阜県から四国、九州方面にアキチョウジがあるのに対し、それによく似の関東地方、中部地方に、それによく似の関東地方、中部地方に、それによく似の関東地方、中部地方に、それによく似の関東地方、中部地方に、それによく似がのほうが花つきがよく、草そのものがある。

丁字形の花をつけることによる。関屋と和名の秋丁字(あきちょうじ)は秋にまた、がく片が鋭くとがる特徴がある。ややパラパラとつき、葉は薄く弱々しい、関東系のセキヤノアキチョウジは花が



ある。 とくに繊細な感じのする魅力のある花で秋の山地で出会う花で、青紫色の花はという。



菱山忠三郎氏

税と経営の情報誌 **2018.11** № **456**



- タックスコーナー「平成30年分の年末調整における留意事項等」
- 税務問答「新事業承継税制とは?」
- 経営コラム「社会環境の変化対応は冷静な判断を」



法人会の「平成31年度税制改正に関する提言」まとまる

財政健全化目標の早期達成と、

中小企業向け税制措置を拡充し、真の経済再生を!

法人会の「平成31年度税制改正に関する提言 | が、9月20日の公益財団法人全国法人会総連合 (以下「全法連一)の理事会でまとまった。

同提言は、会員企業からの要望意見、税制改正に関するアンケートなどをもとに税制委員会の審 議を経て、取りまとめられたもので、「税・財政改革のあり方 | 「経済活性化と中小企業対策 | 「地方の あり方 | 「震災復興 | などからなっている。

全法連では、全国80万会員の声として、財務省、総務省、中小企業庁、自民党、公明党および国会 議員などに対して実現を求めて要望活動を行っている。

さらに、全国41都道県連および440単位会でも、地元選出の国会議員、地方自治体の首長、議長 あて広汎な要望活動を行っている。提言(要約)は次のとおり。

税・財政改革のあり方

1.財政健全化に向けて

○消費税率10%への引き上げは、財政健全化と社 会保障の安定財源確保のために不可欠である。税 率引き上げによる悪影響を緩和する等の経済環境 整備は必要であるが、バラマキ政策とならないよう 十分配慮すべきである。

○政府は、2016年度から18年度の3年間を集中改 革期間と位置づけ、政策経費の増加額を1.6兆円 (社会保障費1.5兆円、その他0.1兆円)程度に抑制 する目安を示し、達成した。2019年度から21年度 の基盤強化期間についても、社会保障費の増加額 を抑制する目安を示し、改革に取り組む必要がある。 ○財政健全化は国家的課題であり、歳出、歳入の一 体的改革によって進めることが重要である。歳入で は安易に税の自然増収を前提とすることなく、また 歳出については、聖域を設けずに分野別の具体的 な削減の方策と工程表を明示し、着実に改革を実 行するよう求める。

○消費税についてはこれまで主張してきたとおり、 税率10%程度までは単一税率が望ましいが、政府 は税率10%引き上げ時に軽減税率制度を導入する 予定としている。仮に軽減税率制度を導入するので あれば、これによる減収分について安定的な恒久財 源を確保すべきである。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

○社会保障分野では「団塊の世代」がすべて後期高 齢者となり、医療と介護の給付費増が見込まれる 「2025年問題」が横たわっている。適正な「負担」を 確保するとともに、「給付」を「重点化・効率化」によっ

て可能な限り抑制しないと、社会保障制度が立ち行 かなくなる。とりわけ、急増が見込まれる医療、介護 分野に切り込んでいくことが極めて重要である。

○少子化対策では、現金給付より保育所や学童保 育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべき である。その際、企業も積極的に子育て支援に関与 できるよう、企業主導型保育事業のさらなる活用に 向けて検討する。なお、子ども・子育て支援等の取り 組みを着実に推進するためには安定財源を確保す る必要がある。

3. 行政改革の徹底

○「行革の徹底」が消費税引き上げの前提となった 経緯を改めて想起すれば、地方を含めた政府・議会 が[まず隗より始めよ]の精神に基づき自ら身を削 らなければならない。

○国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の 抑制を強く求める。

4. 消費税引き上げに伴う対応措置

○消費税率10%への引き上げと同時に軽減税率 が導入されることになっているが、これは事業者の 負担が大きいうえ、税制の簡素化、税務執行コスト および税収確保などの観点から問題が多く、10% 程度までは単一税率が望ましいことを改めて表明 したい。

○軽減税率を導入するのであれば、国は国民や事 業者に対して制度の周知を行い、混乱が生じない よう努める必要がある。また、システム改修や従業 員教育など、事務負担が増大する中小企業に対し て特段の配慮が求められる。

経済活性化と中小企業対策

1.法人実効税率について

○法人実効税率は平成28年度税制改正で「20% 台 | が実現し、今年度は29.74%となっている。トラ ンプ米政権の税制改革では大幅な引き下げが行わ れたが、その米国と比べてもほぼ同じ水準といえる。 このため、国際競争力強化などの観点から、今般の 法人実効税率引き下げの効果等を見極めつつ、さ らなる引き下げも視野に入れる必要がある。

2. 中小企業の活性化に資する税制措置

○中小法人に適用される軽減税率の特例15%を時 限措置ではなく、本則化する。また、昭和56年以来、8 00万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所 得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。 ○租税特別措置については、税の公平性・簡素化の 観点から、政策目的を達したものや適用件数の少 ないものは廃止を含めて整理合理化を行う必要は あるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資 する措置は、以下のとおり制度を拡充し、本則化す べきである。なお、中小企業投資促進税制の適用期 限が平成31年3月31日までとなっていることから、 直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を

- ①中小企業投資促進税制については、対象設備を 拡充したうえ、「中古設備」を含める。
- ②少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例 については、損金算入額の上限(合計300万円) を撤廃する。

3. 事業承継税制の拡充

○我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経 済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献してい る。その中小企業が相続税の負担等により事業が 継承できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐこと になる。今年度の税制改正では比較的大きな見直し が行われたが、さらなる抜本的な対応が必要である。 (1)事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事 業承継税制の創設

- ・事業に資する相続については、事業従事を条件と して他の一般資産と切り離し、非上場株式を含めて 事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度 の創設が求められる。
- (2)相続税、贈与税の納税猶予制度について要件緩 和と充実
- ・平成30年度税制改正では、中小企業の代替わりを 促進するため、10年間の特例措置として同制度の拡 充が行われたことは評価できるが、事業承継がより 円滑に実施できるよう以下の措置を求める。
- ①猶予制度ではなく免除制度に改めるとともに、平 成29年以前の制度適用者に対しても適用要件を

緩和するなど配慮すべきである。

②特例制度を適用するためには、5年以内に「特例 承継計画」を提出する必要があるが、この制度を 踏まえてごれから事業承継の検討(後継者の選任 等)を始める企業にとっては時間的な余裕がない こと等が懸念される。このため、計画書の提出期 限について配慮すべきである。

地方のあり方

○国と地方の役割分担を見直し、財政や行政の効 率化を図る地方分権化は地方の活性化にとっても 極めて重要である。ただ、その際に不可欠なことは 地方の自立・自助の精神であることを改めて強調し ておきたい。地方創生戦略もこれを基本理念とす べきである。

○ 「ふるさと納税制度」にみられる返礼品競争のよ うな手法は、あまりに安直であり、真の地方活性化 につながらない。納税先を納税者の出身自治体に 限定するなど、「ふるさと納税 | 本来の趣旨に沿った 見直しが必要である。

○地方交付税は国が地方の財源不足を保障する機 能を有していることから、地方の財政規律を歪めて いるとの指摘が多く、その改革は「骨太の方針」でも 求められてきた経緯がある。地方は国に頼るだけで はなく、自らの責任で必要な安定財源の確保や行 政改革を企画・立案し実行していく必要がある。

震災復興

○東日本大震災からの復興に向けて復興期間の後 期である「復興・創生期間(平成28年度~32年度)」 も3年目に入っているが、被災地の復興、産業の再 生はいまだ道半ばである。今後の復興事業に当たっ てはこれまでの効果を十分に検証し、予算を適正か つ迅速に執行するとともに、原発事故への対応を含 めて引き続き、適切な支援を行う必要がある。また、 被災地における企業の定着、雇用確保を図る観点 などから、実効性のある措置を講じるよう求める。

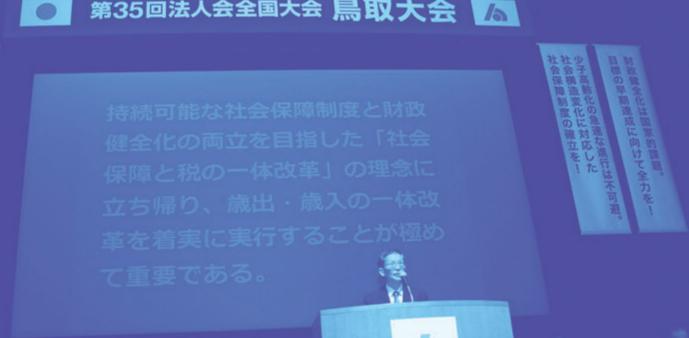
○税の意義や税が果たす役割を必ずしも国民が十 分に理解しているとは言いがたい。学校教育はもと より、社会全体で租税教育に取り組み、納税意識の 向上を図っていく必要がある。

提言の全文は「全法連ホームページ」で ご覧いただけます。

http://www.zenkokuhojinkai.or.jp/

--- 東京法人会連合会 ---

第35回法人会全国大会 鳥取大会



2018年10月11日、とりぎん文化会館において開催された「第35回法人会全国大会・鳥取大会」 において、全国の法人会員企業の総意として取りまとめられた「平成31年度税制改正に関する提 言しについての報告と「平成31年度税制改正スローガン」の発表が行われました。

- 財政健全化は国家的課題。 目標の早期達成に向けて全力を!
- 少子高齢化の急速な進行は不可避。 社会構造変化に対応した社会保障 制度の確立を!
- 中小企業向け税制措置を拡充し、真の 経済再生を!
- 中小企業は雇用の担い手。 事業承継税制の改革は地方活性化のため にも重要!

■大会宣言

われわれ法人会は、「税のオピニオンリーダーたる 経営者の団体」として、「税制改正に関する提言」 や租税教育、企業の税務コンプライアンス向上に資 する取組など、税を中心とする活動を積極的に展開 しながら、広く社会へ貢献していくこととしてい る。

現在、わが国経済は、好調な企業業績などを背景 に緩やかな拡大基調を続けているが、自律的で力強 い好循環に入ったとは言い難い。一方、国際経済面 では、アメリカの保護主義的政策が各国との経済摩 擦に発展しており、わが国にとっても看過できない リスクとなっている。

財政健全化は国家的課題である。消費税率引き上 げの再延期に伴い、プライマリーバランス黒字化目 標の達成時期が大幅に延期されたが、持続可能な社 会保障制度と財政健全化の両立を目指した「社会保 障と税の一体改革」の理念に立ち帰り、歳出・歳入 の一体改革を着実に実行することが極めて重要で



■当会よりの参加者 多田会長 小林副会長(税制委員長) 飯沢副会長(研修委員長) 太田税制副委員長 齋藤税制委員 田宮税制委員 高石事務局長

中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保に大 きく貢献しており、わが国経済の礎である。グロー バル経済や厳しい環境変化に対応し、中小企業の力 強い成長を促す税制の確立が不可欠である。

われわれ法人会は、「中小企業の活性化に資する 税制」、「本格的な事業承継税制の創設」等を中心 とする「平成31年度税制改正に関する提言」の実現 を強く求めるものである。

創設以来、納税意識の向上に努めてきた法人会 は、ここ鳥取の地で全国の会員企業の総意として、 以上宣言する。

> 平成30年10月11日 全国法人会総連合全国大会



新事業承継税制とは?

~ 経理課社員リサ と 顧問税理士サキ先生 の税務問答 ~

税理士 山宅孝道

- リサー最近話題になっている新事業承継税制と は、どのような制度なのでしょうか。
- → サキ先生 平成30年度税制改正では、事業承継 税制について、これまでの措置(一般措置)に加え、 10年間の措置として、納税猶予の対象となる非上 場株式等の制限(総株式数の3分の2まで)の撤 廃や、納税猶予割合の引上げ(80%から100%)、 贈与者・被相続人の要件及び後継者の要件等が改 正された特例措置が創設されました。この特例措 置については、10年間の措置ですので、2018年 1月1日から2027年12月31日までの間の非上場 株式等の贈与・相続が対象となっています。
- りサ 特例措置について、具体的に猶予される税 額は変わるのですか。
- サキ先生 今までの一般措置は猶予の対象となる 株式が発行済議決権株式総数の3分の2までであ り、贈与税はその全額、相続税はその80%が猶予 されました。新たな特例措置については、猶予の 対象となる株式が全ての発行済議決権株式とな り、贈与税・相続税ともその全額が猶予されるこ とになっています。
- □ リサ 特例措置については、代表権を有していな かった人からの株式も対象になると聞いています が、詳しく教えてください。
- サキ先生一般措置は、先代経営者からの贈与や 相続で取得した株式についてしか、納税猶予の対 象となりませんでしたが、今回の特例措置では、 先代経営者からの贈与や相続を受けた上で、先代 経営者以外の人が持っている株式も納税猶予の対 象となりました。例えば、お父様が先代経営者で、 お母様が株式の一部を持っている場合なども、そ の株式が納税猶予の対象となります。また、先代 経営者と親族関係がない、第三者が持っている株 式であっても対象となります。
- リサ|贈与の場合、その時期や期限とかはありま すか。



サキ先生 代表権を有していなかったお母様から株 式の贈与を受け、特例措置の適用を受ける場合、先 代経営者の贈与の日から経営継承期間内に申告期限 が到来する株式の贈与が対象となります。

具体的な例として、先代経営者であるお父様から の株式の贈与が2018年11月1日だった場合、特例 経営贈与承継期間はお父様からの贈与の申告期限で ある2019年3月15日の翌日から5年後の2024年3 月15日となります。お母様からの株式の贈与が対象 となるのは、お父様からの株式の贈与の日からこの 期間内に贈与税の申告期限が到来する株式の贈与に なりますので、2023年12月31日までに贈与された 株式が対象となります。特例経営贈与承継期間内 (2024年3月15日まで) に贈与された株式ではあり ませんので、注意しなければいけませんね。

なお、お父様からの株式贈与の前にお母様から株 式の贈与を受けた場合、それは対象外となります。

- リサー時期や期限に注意しないと大変なことになっ てしまいますね。
- | サキ先生 | そうですね、ほかにも特例承継計画の提 出などの適用要件はありますから、適用要件を確認 しながら進めることが大切ですね。
 - 筆者紹介 山宅孝道(やまけたかみち)

1965年生まれ。東京国税局管内の税務署において 管理・徴収部門、法人課税部門、資産課税部門等の 事務に従事し、武蔵府中税務署資産課税部門上席国 税調査官を最後に2013年7月退職。

埼玉県さいたま市で税理士登録。近著「所得税重要 事例集」(共著、税務研究会)。

平成30年分の年末調整における留意事項等

1 配偶者控除及び配偶者特別控除の取扱いの変更

平成30年分の年末調整における配偶者控除及び配偶者特別控除の取扱いが変更されました。

1-1 配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額の改正

配偶者控除の額が次表の【改正後の配偶者控除額及び配偶者特別控除額の一覧表】のとおり改正され、 合計所得金額が1,000万円を超える所得者については、配偶者控除の適用を受けることはできないこととさ れました。

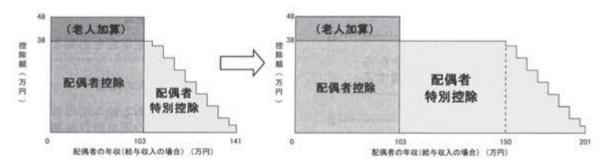
また、配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額が38万円超123万円以下とされ、その控除額が次表の【改正後の配偶者控除額及び配偶者特別控除額の一覧表】のとおり改正されました。

[改正前]

※配偶者特別控除について所得者の所得制限あり

[改正後]

※配偶者控除及び配偶者特別控除について所得者の所得制限あり (図は所得者の合計所得金額が900万円以下の場合)



【改正後の配偶者控除額及び配偶者特別控除額の一覧表】

		所得者の合計所得金額 (給与所得だけの場合の所得者の給与等の収入金額)			【参考】 配偶者の収入が給
		900万円以下 (1,120万円以下)	900万円超 950万円以下 (1,120万円超 1,170万円以下	950万円超 1,000万円以下 (1,170万円超 1,220万円以下	与所得だけの場合
配偶者控除	配偶者の合計所得金額 38 万円以下	38万円	26万円	13万円	- 1,030,000円以下
控除	老人控除対象配偶者	48万円	32万円	16万円	
	配偶者の合計所得金額 38万円超 85万円以下	38万円	26万円	13万円	1,030,000円超 1,500,000円以下
配	85万円超 90万円以下	36万円	24万円	12万円	1,500,000円超 1,550,000円以下
偶者特	90万円超 95万円以下	31万円	21万円	11万円	1,550,000円超 1,600,000円以下
配偶者特別控除	95万円超 100万円以下	26万円	18万円	9万円	1,600,000円超 1,667,999円以下
除	100万円超 105万円以下	21万円	14万円	7万円	1,667,999円超 1,751,999円以下
	105万円超 110万円以下	16万円	11万円	6万円	1,751,999円超 1,831,999円以下

		所得者の合計所得金額 (給与所得だけの場合の所得者の給与等の収入金額)			【参考】
		900万円以下 (1,120万円以下)	900万円超 950万円以下 (1,120万円超 (1,170万円以下)	950万円超 1,000万円以下 (1,170万円超 1,220万円以下	配偶者の収入が給 与所得だけの場合 の配偶者の給与等 の収入金額
配偶者特別控除	110万円超 115万円以下	11万円	8万円	4万円	1,831,999円超 1,903,999円以下
	115万円超 120万円以下	6万円	4万円	2万円	1,903,999円超 1,971,999円以下
	120万円超 123万円以下	3万円	2万円	1万円	1,971,999円超 2,015,999円以下
	123万円超	0円	0円	0円	2,015,999円超

- (注)1 合計所得金額が1,000万円を超える所得者は、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることはできません。
 - 2 夫婦の双方がお互いに配偶者特別控除の適用を受けることはできませんので、いずれか一方の配偶者は、この控除を受けることはできません。

1-2 各種申告書等の様式変更

(1) 給与所得者の配偶者控除等申告書の改正

平成29年分の「給与所得者の配偶者特別控除申告書」が平成30年分からは「給与所得者の配偶者控除 等申告書」に改められました。

これに伴い、平成29年分の「給与所得者の保険料控除申告書 兼 給与所得者の配偶者特別控除申告書」(兼用様式)については、平成30年分は、「給与所得者の保険料控除申告書」と「給与所得者の配偶者控除等申告書」の2種類の様式とされました。

平成30年分の年末調整において、配偶者控除又は配偶者特別控除の適用を受けるためには、「平成30年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」の「源泉控除対象配偶者」欄への記載の有無にかかわらず、「平成30年分 給与所得者の配偶者控除等申告書」を給与の支払者に提出する必要があります。

(2) 源泉徴収簿の様式変更

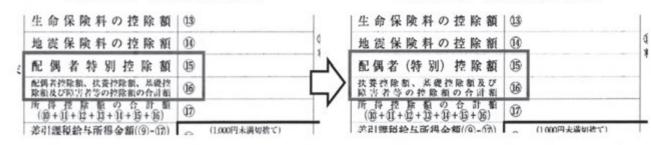
源泉徴収簿の⑤欄の「配偶者特別控除額」が「配偶者(特別)控除額」に改められました。

また、16欄の「配偶者控除額、扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額」が「扶養控除額、 基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額」に改められました。

これらに伴い、配偶者控除額については、平成29年分の源泉徴収簿においては、16欄の「配偶者控除額、扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額」に含めて記載することになっていましたが、平成30年分の源泉徴収簿においては、16欄の「配偶者(特別)控除額」に記載することとされました。

平成29年分 源泉徵収簿(抜粋)

平成30年分源泉徵収簿(抜粋)



■税や社会貢献をテーマに、さまざまな事業活動を展開してきた法人会。各事業の企画立案から運営までは、それぞれの分野ごとに構成された7つの委員会が担当しています。

シリーズでご紹介している委員会探訪、最終回は「広報委員会」を取り上げます。

■昭和51年の社団化から40年余、税からはじまり、 企業経営、そして社会貢献と守備範囲を拡げ、時代に おける社会のニーズに応えてきた法人会。

手がける分野の拡大に伴い、所属会員へのサービスだ

けでなく、地域社会との関わりも含め、会への注目が 集まるなか、内外に向けての情報発信、広報というも のが重視されてきています。

■ これを受け、税をはじめとした正確で最新の情報、 企業経営に欠かせない有益なコンテンツ、各方面に向 け取り組みを行なっている会活動状況の報告など、幅 広く提供を行なうのが広報委員会の仕事。

毎月発行の情報誌「きずな」やウェブサイト、イベントでのPRなど、年間を通して積極的に活動を行なっています。

税広

税と経営、社会への貢献を軸に、会内外に向け広く最新の情報を発信

委員会探訪7

広報委員会



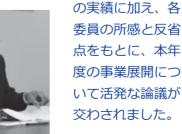
▼ 委員会審議の模様

会報を毎月発行している関係で、原則的に委員会は毎月開催され、次回以降発行の会報の編集内容と併せて前号の内容の振り返りを毎回行なっています。

6月に開催された第3回委員会では、発行されたばかりの6月号の内容説明から始まり、9月号の編集内容について検討を行ないました。

続いての議題は、秋に予定している「税を考える週間」に向けて、法人会としての協賛事業の実施について検討が行なわれました。

これまで恒例で実施し来場者に好評をいただいていた「いちょう祭り」への出店も、昨年度設営会場が変更となり新しい環境で臨んだこともあり、昨年度







◀ 会と会員を結ぶ、会報「きずな」

税に関しての最新情報と企業経営や社会情勢、そして 近年大きな問題となっている人事労務など、事業を進 めるうえで不可欠で有益な情報を満載した情報誌を毎 月お届けしています。

また、会活動の動き、法人会の行なっている研修事業の誌面でのレポートなど、多忙で会活動になかなか参加できない方への情報提供も、会報の大切な役目です。

これに加え、公益社団化以降は、それまでの所属会員へのサービスだったものから、広く一般に向けての情報発信にウェイトを置き、編集の段階から内容の公益性を常にチェック。加えて誌面だけでなくウェブサイトでの情報発信も行い、公益法人としての法人会の姿を知り、理解してもらうためのツールとして力を入れています。

【広報委員会】

(委員長)

清宮 仁 ㈱テージー

(副委員長)

川村元昭 (株)高尾工芸

新井貫仁 (制新永商事 田後重喜 (株総合企画恵比寿 五十嵐 務 (株)周越テクニカ

小山 晶 (委 員)

比留間全之相比留間石材店

侑/小II:白動車

坂本光右 (株)大東建物管理 齊藤万理子 びおら(株)

小山竜太郎 (株)千賀良織 串田一訓 (株)ゆうしん

青木耕三旬 花 新安部寿男㈱イスズ

 内野徳昭
 ㈱内野製作所

 國分
 茂
 ㈱国分工務店

鈴木一章スズキホーム(株)高橋光康大和自動車ガラス(株)

馬場商事制

小林千恵子 (株)デイテク福山眞吾 (株) 鶴 屋

*氏名敬称略

馬場勝安

3

宮委員長



法人会ウェブサイト

▼ 情報の収集と発信「税に関するアンケート調査」

税のオピニオンリーダーである法人会。より公平で健全な税制の確立に向け、さまざまな方策を進めていますが、その一般市民の集まるイベントに出展し、アンケートで市民の生の声を収集します。同時に税に関するパンフレットの配布、そして法人会の会活動の紹介を通





じ、会の存在を広く知ってもらい、活動内容を理解していただこうと、社会における会の認知度を上げるためのPRなど、情報の収集と発信を同時に行なっています。





e-Tax電子申告・納税で事務の効率化を!

国税電子申告・納税システム

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、 簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。 ※届出書の提出から利用可能となるまで、1か月程度かかります。

e-Taxを利用して所得税及び復興の申告をするとこんなメリットが!

西武信用金庫 八王子支店

「e-Tax」なら

で行えます。

国税に関する申告や

手続がインターネット

納税、申請・届出などの

ご利用に際し条件、注意事項があります。 詳しくはホームページでご確認ください。

イータックス

電子申告で効率UP!



(八日町・中央地区)

http://www.seibushinkin.jp/

▼今月の笑顔は、市内八日町の「西武信用金庫八王子支店」 にお伺いし、今年4月入社という横山さんにお話をお伺いし ました。

「各部署ともに重要な業務を行なっていますが、いずれも最 終的には"お客さまの役に立つ"ということが共通の目標で す。そのためには事務の正確さや迅速性、商品に関する詳し いそして新しい知識の習得、丁寧で心のこもった応対など、 常に心がけなければならないことがたくさんあると感じてい

▼そんな中でも横山さんがいちばん大切にしているのが「小 さな心遣いし。

▼夏のお祭りでは全員揃って祭りに協力し盛り上げるなど 金融のみならず、豊かで魅力あふれる街づくりにも力を入れ る同金庫、お客さまの夢を形にするための「お客さま支援セ ンター」を設置し、企業への事業支援、個人への資産形成 管理支援、そして街づくり支援など、幅広く対応できるサポ

八王子法人会

八王子法人会

八王子法人会

巻 4 5 6 号

行 者 公益社団法人

行 所

第 4 3 巻

者 公益社団法人

公益社団法人

第8号通

長報 委 員 長

슺

広

多

清

東京都八王子市大横町14-25

電話(042)625-4875(代) FAX(042)625-0566

H

宮

充



「現在お困りのこと、また、将来に向けての課題など、どん なことでもお気軽にご相談下さい」

- ▼いつも身近に音楽が、という横山さん。「高校の部活でア コースティックギターで弾き語りなどしていました。今はも っぱら聴く方ですが、和から洋までジャンルにはこだわら ず、音楽に囲まれているととても幸せです」
- ▼横山さんのもうひとつの愉しみが映画。「レンタルかネッ ト配信で家でじっくり観ています。恋愛ものはちょっと苦手 で、SFやホラー、感動ものが多いです。実は今とっても気 になっているのは、映画でなくテレビドラマですが、"ウォ ーキング・デッド"。ゾンビものですが、スリル感だけでな く、極限下で生き延びていく人間同士の心揺さぶられるスト ーリーです。シーズン9に入り、ますます目が離せません。
- ▼将来の夢は?との問いに「月並みですが、温かい家庭に憧 れます。仕事が好きなので、もし結婚しても続けてゆくつも りですが、どんなに忙しくても、家族との時間を大切にして かけがえのない思い出をたくさん作って行きたいですね」

日

発

囙

行

伸

仁

法人会は会社経営の効率化のために e-Taxの普及を支援しています。

スピーディ・

عي

今月の笑顔



「仕事を始めて半年になりますが、今は事務、営業、窓口な ど、いろいろな部署を廻ってそれぞれの業務の流れと内容に

ついて研修を重ねていますし

ます」

「お客さまでもスタッフでも、常に相手の気持ちに立って物 事を考えるようにしています。例えば以前、お客さまに案内 図をお渡しするとき、少しでもわかりやすいように、とポイ ントとなる部分に印やコメントを書き込んでお渡ししたとこ ろ、とても喜んでいただいたことがあり、私の方も嬉しくな りました。ちょっとした心遣いと小さな工夫がお互いの心を 豊かにすることに気づきました」

- ▼「金融機関は商品として目に見えるものでなく、付加価値を つけてご提供するものです。その中でも信用金庫はお客さま との距離が近く、お客さまと一緒に考えながら作り上げてい く姿勢が貫かれています。これによりお互いの信頼関係が生 まれ、共に発展し、お客さまに頼りにされる存在になること が私どもの目標です」
- ト体制をとっています。

意識的に多様性を受け入れて胆に捨てなくてはいけない。 の変化で無意識に増や環境への変化の対応策 多様性への取り組み の変化の対応策だ。 は した仕事を大 まさに社会 これまで さらに (1 (筆者紹介)

要がある。

複雑な社会だからだ。 動物園のペンギン社会より そこに冷静な判断が求め は 5

メスが恋をし、結果としていくつもらに、そのオスペンギンに何匹ものなオスがモテている」とのこと。さは、ひ弱な母性本能をくすぐるよう

何もせずに餌がもらえる動物園で

特徴を聞いてみた。

「自然界では餌を多くとる、

たく

いオスにメスは近寄る。

だが

こでメスに好まれるオスペンギンの な一夫一妻制という説明だった。 せる子育ての季節。

したがって厳密

環境が

いかに生き方を変えるのかを

知る機会になった。

ペンギンの夏

つがいが交代で卵を温めふ化さ

ねた。

ペンギン館で聞

いたベテラン

今夏、

北にある有名な動物園を訪

横並びでは無理な働き方改革

Ιţ だろう。

うまく

いかないと感じる。

だか

社百通りでやらなければ無理が出

横並びが得意な日本型で

その取り組みは一律ではなく、

百

る

飼育員の話がとても興味深く、

社会

るので、

ふ化放棄の

卵が複数出て

の有精卵が誕生

して

しまう。

ただ

の赤ちゃ

んが生まれる。

代で卵を温め始め、行き場のない卵を置

無事に

、ンギン

か。

日本の・

人口

構造の変化

を今さら指

(1

よい

よ本格

卵を置

な $^{\sim}$

んと交

オスは1匹のメスとつがいにな

まうそうだ。

る。

それがどうなるかといえば、

オ

同士のつが

いができるなど驚きだ

メスが好むオスの姿が変化

オス

き物はその社会に見事に適応する。

に困らない、

豊かな社会になり、

生 物

して打ち出されて

いる働き方改革や

その対応策と

いう人工的な社会で起きる。

食べ

自然界にはない

5現象が、

動物園と

化する少子高齢社会。摘するまでもないが、

身を貫くので、

必然的にオスが余

想いを遂げられなかっ

たメスは独

のだという。

飼育員は、

そのオスの

もが、

冷静に考えれば分からないこと

人間社会も同じ現象がある

(1

0

寝床に気づかれないように

ス同士でつがいになる現象が起きる

話を日本の社会環境の変化に置きた。出先から人が運んでいた原稿た。出先から人が運んでいた原稿は、FAXが登場、今はインターネは、FAXが登場、今はインターネは、FAXが登場、今はインターネが、日々続けている仕事が増えたとしか思えなかった。不思議に思わず、日々続けている仕事ができた。ただ、その分だけ余計な仕事が増えたた。出先からができた。不思議に思わず、日々続けている仕事の何割かで、日々続けている仕事ができた。ただ、その分だけ余計な仕事が増えたか。気が付かないうちに余計な仕事が増えた。 れる。

が抱える幅広い課題について取業を経て独立。中小企業を中心法政大学卒。日本工業新聞社、海部隆太郎(かいべ・りゅうた りゅうたろう) ついて取材活動 米を中心に企業 和聞社、IT企

平成30年11月5日スズキ美術印刷(株)

東京都八王子市南町9-8

電話(042)626-2600(代)